

維持管理計画書

1. 産業廃棄物の受入方法

(1) 事前の確認

排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報を入手し、必要に応じて分析データ等についても提出を求める。

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の受入管理について、次のことを確認する。

- ・水銀回収義務のないものであること

(水銀含有量試験において15mg/kg超、1000mg/kg未満であること)

- ・埋立基準を満たすものであること

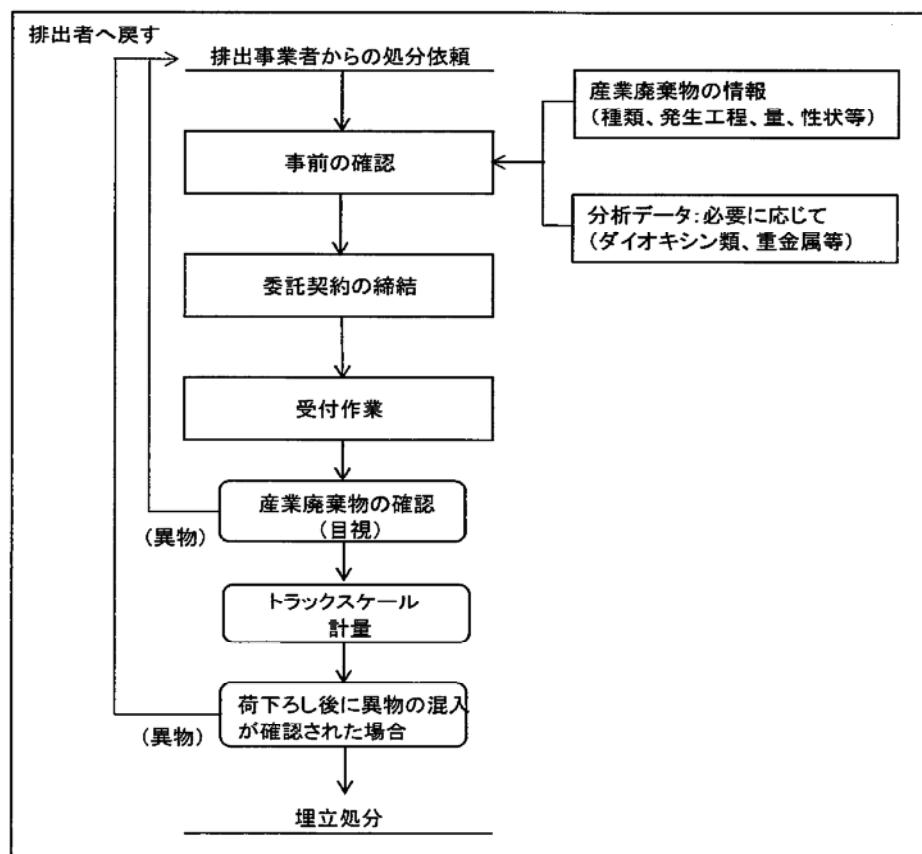
(溶出量試験においてアルキル水銀が検出されないこと、水銀又はその化合物は0.005mg/l以下であること)

(2) 委託契約の締結

事前の確認において、受入に支障が無いことが確認されてから、委託契約を締結する。

(3) 受付作業

- ① 管理棟において受付する際に、目視により車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。その際、事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。
- ② ①の確認が終了した車両は、トラックスケールで計量を行う。
- ③ 埋立地での荷下ろし後に異物の混入が確認された場合には、搬入された廃棄物の一部(異物)若しくは全部を持ち帰らせることとして、必要に応じてマニフェストの修正を求める。
- ④ 受入、受付の管理については、従業員に対応を徹底させるためマニュアルを作成する。



受入フロー図

2. 埋立管理

(1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う、この際粉じんの発生がある場合には、散水を行い粉じんの発生防止に努める。

廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の埋立にあたっては、一定の場所においてかつ分散しないように埋立する。また、水銀廃棄物の埋立を行う際は(当該埋立作業工程において)、水銀が大気中に揮散しないよう、フレコン等の容器に入れたまま埋立を行う、水銀使用製品産業廃棄物等又はそれらを収納した容器が破損しないように埋立を行う。

(2) 覆土

1日の作業終了時には即日覆土を行うが、飛散する恐れのある廃棄物を受け入れた場合は、飛散防止のため適宜覆土を実施する。

また、廃棄物層の厚さが概ね3mに達した時には、約50cmの中間覆土を行う。

(3) 飛散・流出防止措置

受け入れた産業廃棄物が飛散しないように、埋立中の区画は被覆屋根により覆い、適宜覆土、散水を行う。

(4) 悪臭防止措置

悪臭が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに即日覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。

(5) 火災発生防止措置

常時覆土を用意し、可燃性の廃棄物を受入れた場合は、火災の発生を防止するために覆土作業を行います。また、埋立地および浸出水処理施設内には、消火器を備え置きます。

(6) ねずみの発生及び蚊、はえその他害虫の発生防止措置

衛生害虫等が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに即日覆土を行い、必要に応じて薬剤を散布する。

(7) 埋立区画の移動

埋立区画は1列(1レーン)を4分割し、全体で3列12区画とする。被覆部は区画の終了ごとに移動し、速やかに散水管を敷設し、最終覆土を50cm以上施した後、キャッピングシートを敷設して廃棄物の飛散、雨水の浸入を防ぐ。

(8) 雨水流入対策

埋立地周囲の外周に雨水集排水工を設置する。隔壁間天端はレール基礎部で仕切られており隣接区画からの雨水侵入はない。また、必要な個所があれば土嚢敷設により対策を行う。底盤部には勾配をつけ、雨水の流入を防ぐ。

3. 施設管理

- (1) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書換えその他必要な措置を講じる。
- (2) 受け入れた産業廃棄物が、遮水工を損壊する恐れがある形状の場合は、遮水工付近に埋立は行わない又は遮水工を砂等で保護を行った後に埋立をする。
- (3) 処分場周囲に設置した雨水排水設備の機能が損なわれないよう、堆積した土砂等は速やかに除去し、損傷等があった場合には補修を行う等必要な措置を講じる。
- (4) 埋立地から発生するガスを排除するためにガス抜き管を設置する。
- (5) 埋立地の残余容量について、1回／年以上測定を行い記録する。
- (6) 埋立終了後の維持管理のため、廃棄物処理法に基づく維持管理積立金の積み立てを行う。
- (7) 埋立作業マニュアルを作成し従業員に周知、徹底を図る。
- (8) 維持管理積立金の積立を行い、埋立終了後は、積立た維持管理積立金の取り戻しにより、適切な維持管理を行う。

4. 浸出水処理設備の維持管理について

- (1) 浸出水の処理水は放流せず埋立地内に散水する。処理水は基準省令に定める排水基準等に適合するよう維持管理する。
- (2) 低温時においても浸出水処理設備の性能を維持するため、加温槽を設置し水温の管理を行う。
- (3) 低水期には、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行うことにより槽内微生物の保持を図る。
- (4) 浸出水調整槽においては貯留量の増減を確認し、堆積物の清掃除去を行う。また、浸出水の性状を確認するため定期的(年1回以上)に水質検査を行う。
- (5) 浸出水処理施設の機能を確認するため、定期的(月1回)に処理水の水質検査を行い処理施設が正常に機能していることを確認する。
- (6) 浸出水処理施設は日常的な目視および計器類による点検を行い、必要箇所の補修、消耗品の交換について記録する。
- (7) スケール防止対策としてスケール分散剤を水処理施設の前段(水処理配管用)と後段(散水配管用)に使用するが、日常管理の中で閉塞した管の交換を行う。なお、配管は適当な長さでフランジを設け、曲り部や滞留が予想される部分は交換しやすいよう配慮した施工とする。
- (8) その他
 - ア. 浸出水処理設備管理マニュアルを作成し上記の維持管理について、従業員に周知、徹底を図る。
 - イ. 当該マニュアルで解決出来ない問題が発生した場合は、メーカーに対応を求め、施設の稼働状況を良好な状態に保つ。

5. モニタリング計画

必要な水質検査は、表-1のとおりである。

(1) 処理水

- 処理水の測定結果に計画地超過等の異常が確認された場合には、直ちに原因究明のための調査を行う。
- ① 水素イオン濃度、BOD、SSについて、1回／月以上の測定を行い記録する。
 - ② 表-2の排水基準等に係る項目について、1回／年以上の測定を行い記録する。

(2) 地下水

埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することが出来る井戸を埋立地の上流側と下流側の2箇所に設置し、水質検査を実施する。

- 地下水の測定結果に基準値超過又は急激な水質の悪化等の異常が、確認された場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに原因究明のための調査を行う。
- ① 埋立開始前に表-3地下水検査項目及び電気伝導率、塩化物イオン濃度の測定を行い記録する。
 - ② 埋立開始後、電気伝導率を1回／月以上、表-3地下水検査項目を1回／年以上測定を行い記録する。

(3) 浸出水

浸出水処理施設を適切に運転するため、次の調査を実施する。

- ① 水素イオン濃度、BOD、SSについて、1回／年以上の測定を行い記録する。